



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表  
令和3年7月20日(火)

担当 島根労働局労働基準部監督課  
課長 横村 竜太  
監察監督官 元行 展久  
TEL0852-31-1156

## 建設工事現場に対する一斉監督の実施結果について ～41現場のうち約4割で労働安全衛生法に係る法違反～

島根労働局(局長 倉持 清子)では、建設工事現場における労働災害防止対策の徹底を図るため、令和3年7月1日(木)から7月7日(水)までの全国安全週間の期間に、管下4つの労働基準監督署において、県内の建設工事現場に対し、一斉監督として集中的に監督指導を実施しました。

41現場について監督指導を実施した結果、16現場(39.0%)で労働安全衛生法等に係る法令違反が認められ、是正に向けた指導を行いました。

島根労働局では、引き続き労働災害の減少に向けた取組を積極的に行ってまいります。

### 【建設工事現場一斉監督実施結果の概要】

#### 1 実施期間

令和3年7月1日～7月7日

#### 2 監督実施建設工事現場数

下請事業者を含めた全事業者数

41 現場

185 事業場

#### 3 法令違反の状況

(1) 労働安全衛生法等に係る法令違反が認められた現場数	16 現場	(39.0%)
(2) 下請事業者を含めた違反事業者数	37 事業場	(20.0%)
(3) 重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、設備等の使用停止等命令の行政処分をした件数	3 現場 4 事業場	(7.3%) (2.2%)

### 【別添】島根労働局建設工事現場一斉監督実施結果

## 島根労働局建設工事現場一斉監督実施結果

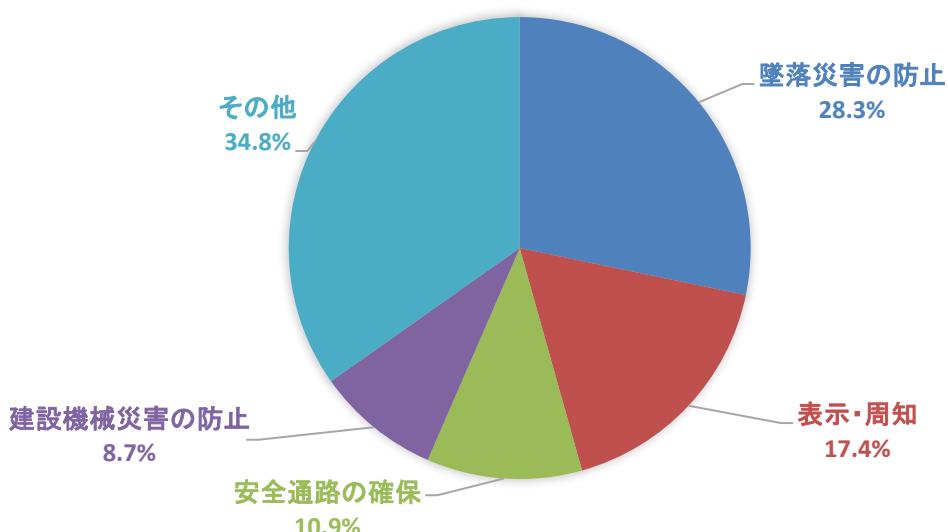
### 1 建設工事現場一斉監督実施結果

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
監督実施建設工事現場数	18	22	1	41
うち違反工事現場数	6 [33.3%]	10 [45.5%]	0 [0.0%]	16 [39.0%]
うち使用停止等命令現場数	0 [0.0%]	3 [13.6%]	0 [0.0%]	3 [7.3%]
監督実施事業場数	60	122	3	185
元請事業場数	18 [30.0%]	22 [18.0%]	1 [33.3%]	41 [22.2%]
うち違反事業場数	6 [10.0%]	10 [8.2%]	0 [0.0%]	16 [8.6%]
下請事業場数	42 [70.0%]	100 [82.0%]	2 [66.7%]	144 [77.8%]
うち違反事業場数	7 [11.7%]	14 [11.5%]	0 [0.0%]	21 [11.4%]
使用停止等命令事業場数	0 [0.0%]	4 [3.3%]	0 [0.0%]	4 [2.2%]

### 2 法令違反の状況

- (1) 監督実施建設工事現場41現場のうち「労働安全衛生法等に係る法令違反」は16現場(39.0%)であり、違反事業場数は37事業場(20.0%)であった。
- (2) 主要違反事項の内訳は、墜落災害の防止が13件(28.3%)と最も多く、以下、表示・周知8件(17.4%)、安全通路の確保5件(10.9%)、建設機械災害の防止4件(8.7%)の順であった。

### 主要違反事項別



### 3 主な労働安全衛生法違反の態様

違反事項	労働安全衛生法違反の態様
墜落災害の防止	・建物屋上において床の防水加工作業を行う際に、屋上の端に手すり等を設置していなかったことから、手すり等を設けるよう使用停止等命令の行政処分をした。
表示・周知	・足場の最大積載荷重について関係労働者に周知していないことから是正勧告した。 ・足場の組立て等作業主任者の氏名及び職務を見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知していないことから是正勧告した。
安全通路の確保	・マンションの外部階段から足場に移動していたことから、安全な渡り設備を設けるよう是正勧告した。
建設機械災害の防止	・移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルについて、クレーンモードに切り替えすることなく、荷を吊り上げていたことから是正勧告した。

### 4 熱中症予防対策の状況

- (1) 7月はSTOP!熱中症クールワークキャンペーンの重点取組期間であることから、監督指導を実施した全ての現場において、リーフレットを手交する等により、熱中症予防対策の実施について周知を図った。
- (2) 热中症予防対策について、多くの現場で、WBGT数値の把握や休憩場所の整備、水分・塩分の摂取、健康管理等について、必要な対策が講じられていた。
- (3) 热中症予防対策の好取組事例は以下の通りであった。

分類	好取組事例
WBGT値の把握	・WBGT値を把握することに加え、熱中症予防情報メールサービスを活用した注意喚起。
設備対策・休憩場所	・屋外休憩所に日よけテントや扇風機、送風機を設置。 ・現場内の複数箇所にミスト扇風機やシャワーを設置。
服装	・希望者に対する首掛け式ファンの配布。
健康状態の把握	・現場入場者全員にスマートウォッチを配布し、スマートフォンに連動させ、体温や心拍数の測定を行い、数値に応じてアラームが鳴ることにより、水分補給や休憩の取得を勧奨。 ・休憩場所から作業場所へ移動する通路に、平均台を設置し、真っ直ぐ歩行できるか確認することにより体調を把握。

## 5 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 監督指導を実施した全ての現場に対して、職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため、職場における感染防止対策のポイントをまとめたリーフレットを手交する等により、取組の促進を図った。
- (2) 感染症対策について、多くの現場で、検温の実施や手指消毒の実施、チェックリストの活用等について、必要な対策が講じられていた。
- (3) 感染症対策の好取組事例は以下の通りであった。

分類	好取組事例
朝礼・KY活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・説明のポイントを絞った時間短縮。</li><li>・朝礼時の作業員間の一定距離の確保。</li></ul>
食事・休憩時	<ul style="list-style-type: none"><li>・休憩室利用時の一定距離の確保。</li><li>・事業場ごとに時間をずらして休憩することによる三密の防止。</li></ul>

## 【参考】熱中症予防対策における好取組事例

○屋外休憩所に日よけテントや扇風機、送風機を設置



○現場内にミストシャワーを設置



○スマートウォッチをスマートフォンに連動させた体温や心拍数の把握



○休憩場所から作業場所に戻る際に、ふらつき等の歩行確認



# STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン

## — 热中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

**事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。**

- 実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



**確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！**

### 準備期間（4月1日～4月30日）

<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した <b>WBGT指數計</b> を準備しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう <b>余裕を持った作業計画</b> をたてましょう。	
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 <b>WBGT値を下げる方法</b> を検討しましょう。また、作業場所の近くに <b>冷房</b> を備えた休憩場所や <b>日陰</b> などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性の良い <b>作業着</b> を準備しておきましょう。 <b>身体を冷却する機能</b> をもつ服の着用も検討しましょう。	
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 <b>教育</b> を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者などを中心に、事業場としての <b>管理体制</b> を整え、必要なら <b>熱中症予防管理者の選任</b> も行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	緊急時の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

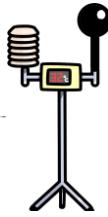


# キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP  
1

## □WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指指数計の例

STEP  
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。 休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。 準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装など		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 <b>単独作業を控え</b> 、WBGT値に応じて <b>作業の中止、こまめに休憩をとる</b> などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 熱への順化	暑さに慣れるまでの間は <b>十分に休憩を取り</b> 、 <b>1週間程度かけて徐々に身体を慣らし</b> ましょう。 特に、 <b>入職直後や夏季休暇明け</b> の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても <b>定期的に水分・塩分</b> を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	<b>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢</b> などがあると熱中症にかかりやすくなります。 医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようになります。	
<input type="checkbox"/> 労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP  
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡回などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

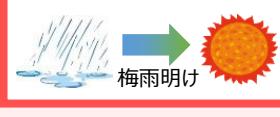
## □異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・**いったん作業を離れる**
- ・**病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・**病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

# 重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中止、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



# 建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

## 建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

**換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（2m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要です。

## 1 作業に応じたマスク等の選び方

### ①マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	○	○
フェイスシールド	×	×	×	△	○	○
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク（※2）	○	○	○	○	×	×
使い捨て式防じんマスク（※2）	○	○	○	○	×	△

（※1）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもの。

調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。

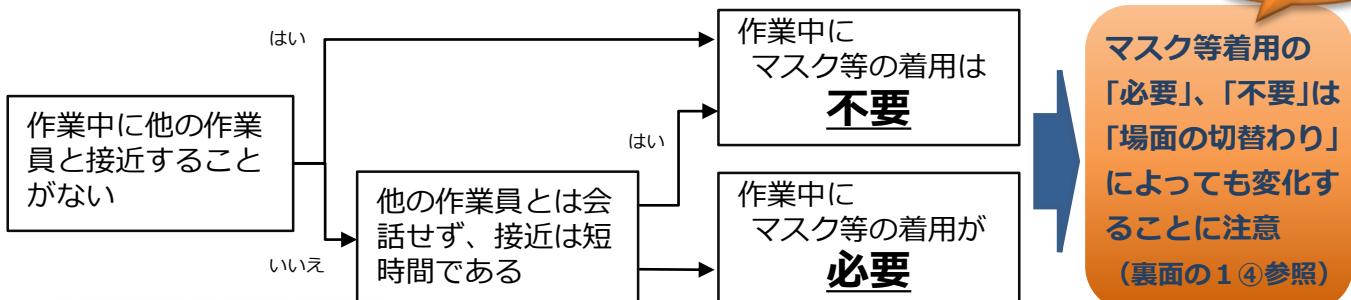
（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

### ②マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（2m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**

ここがポイント！



### ③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和2年度に実施した研究（※）の結果、以下のようなことが分かっています。

- ①マスク等の着用により呼吸時の負担感が増加し、飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる
- ②軽い負荷の運動では、マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない
- ③マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」が見られた  
(軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要)

（※）令和2年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

### ④マスク等の選定に当たっての考え方

#### ○マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

#### ○マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。

### ⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒しましょう。

## 2 マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさから「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさなどを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。



## 3 現場管理者の役割

### ①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

(例) 朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保等

### ②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた**現場のルールを定め、徹底**しましょう。

（例）マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項等

# 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

## ～取組の5つのポイント～

実施できていれば <span style="font-size: 2em;">□</span>	取組の5つのポイント
<span style="font-size: 2em;">□</span>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<span style="font-size: 2em;">□</span>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<span style="font-size: 2em;">□</span>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<span style="font-size: 2em;">□</span>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<span style="font-size: 2em;">□</span>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

# テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

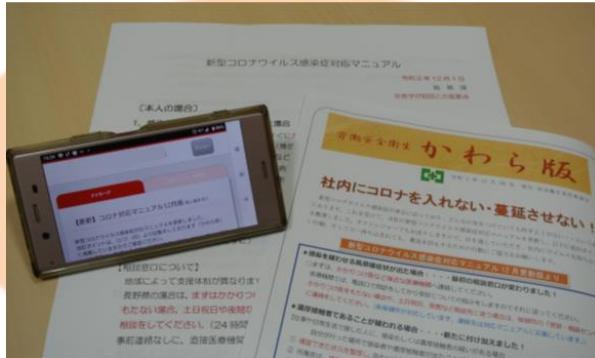
リーフレットは  
厚生労働省ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における感染防止対策の実践例

### ○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

#### 新型コロナウィルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イン트ラネットや社内報で共有した。（独）労働者健康安全機構

手順全文は

長野産業保健総合支援

センターホームページから  
ダウンロード可能です。



#### 体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

#### サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5°C以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

### ○ 密とならない工夫

#### ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

#### ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

# 職場における感染防止対策の実践例

## ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

### 休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

### 昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30	8.0Hr
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30	8.0Hr

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとした。

- 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

## ○ 感染防止のための基本的対策

### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

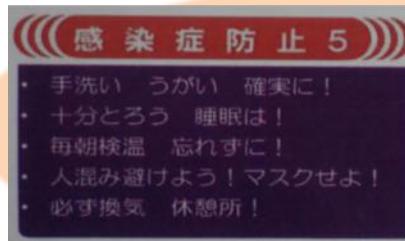
### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

## ○ その他の取り組み

### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- 手洗い うがい 確実に！
- 十分とろう 睡眠は！
- 毎朝検温 忘れずに！
- 人混み避けよう！マスクせよ！
- 必ず換気 休憩所！
- Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- Có đủ giấc ngủ!
- Dừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
- Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

# 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただることが大切です。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
(1)事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2)感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時 屋内にいるときや命話をすみときに、症状がなくともマスクの着用を求めていく。	はい・いいえ

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

### 受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこち

12 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金センター>

0120-60-3999